

# ☆ハワイテニスキャンプの目的☆

- テニス三昧
- ※ このツアーは、明けても暮れてもテニス、テニス、テニスです。
- ※ パブリックコートではハワイアン、参加者、同行コーチとのチャレンジマッチやペアマッチを中心にいきます。
- ※ コートの混み具合によっては多少の待ち時間が生じます。
- ※ ハワイでテニスフレンドや弟子を作るチャンスです。
- ※ テニスの練習はボリューム満点ですので疲れたら観光、ショッピング、マリンスポーツ等を遠慮なく自由にお楽しみ下さい。
- ハワイのテニスのひとコマ
- ※ パブリックコートには本格的プレーヤーや自称テニスプレーヤーが気ままにプレーをしに訪れます。
- ※ あまり上手くないプレーヤーでもまったく隠ることなくチャレンジしてきます。
- ※ そんないろんなプレーヤーと「ハイ！」だけで気楽にプレーできるのもハワイならではの雰囲気です。
- ※ ゲームが嫌いなのでひたすらラリーを楽しんでるプレーヤーもいます。
- ※ テニスができる人に対してはものすごく「フレンドリー」で尊敬してくれます。
- ※ テニスコートはとても平和で安全です。
- ※ フォームなんかメチャクチャなのに何が何でも力で押しまくってくるのがハワイアンです。
- ※ 言葉も違い、脚の長さも違い、文化も違う異人種なのに、

テニスをした瞬間に全ての壁を越えて「10年来の友人」のようにになれるのが不思議です。

- 課題の克服
- ※ ツアー出発以前に自身の課題や希望の練習内容をご申告ください。ツアー期間中に課題を克服です。
- ※ その内容を考慮してレッスン内容、練習内容を組み立てます。
- ハワイの夜明けとサンセット
- ※ 輝く朝日と青く美しい海岸のハワイの夜明けは大感動！ウォーキング、ジョギングと組み合わせれば一石二鳥！
- ※ サンセットは「夕日に紅い帆」の世界！

## ご旅行条件(要約)

お申し込みの際、必ず「海外募集型企画旅行条件書」を別途お受け取りいただき、事前にご確認の上、お申し込みください。尚、「海外募集型企画旅行条件書」は当社ホームページ<http://www.nta.co.jp>からもご覧いただけます。

### ●募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、弊社本旅行(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

### ●旅行の申込み

- (1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

申込金(おひとり)
旅行代金の20%以上旅行代金まで

- (2)当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。
- (3)当社所定の旅行申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、お客様の交替の場合に準じ、交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には当社所定の取消料をいただきます。

### ●旅行契約の成立時期

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

### ●旅行代金の支払い期日

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって21日目に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。

### ●旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金。尚、運賃・料金はコースにより等級が異なります。別途明示する場合は除きエコノミー・クラスとなります。
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金
- (3)旅行日程に明示した観光の料金(バス等の料金・ガイド料金・入場料金等)
- (4)旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金(2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- (5)旅行日程に明示した食料サービス(機内食を除きます。)
- (6)及び税・サービス料金
- (6)お1人様につきスーツケース等1個の受託手荷物運賃(航空機運賃の場合お1人様20kg以内が原則ですが、クラス・方面によって異なります。また利用航空会社により別途受託手荷物運賃が必要となる場合があります。詳しくは係員におたずねください。)
- (7)手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものとします。
- (7)現地での手荷物の運賃料(一部含まれないコースがあります。)
- (8)但し、一部の空港・駅・港・ホテルではボーギーがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
- (8)添乗員付きコースの添乗員の同行費用

### ●旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1)超過手荷物料金
  - (2)クリーニング・電話料金・ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料
  - (3)傷害、疾病に関する医療費
  - (4)渡航手続関係諸経費(旅券印紙、証紙料金・査証料・予防接種料金及び渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等。)
  - (5)日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等
  - (6)日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
  - (7)日本国外の空港税・出国税及びこれに類する諸料
  - (8)希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
  - (9)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用

### ●お客様の解除権

お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することが出来ます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社からのそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、40日目以降31日目にあたる日まで	ピーク時に旅行を開始する場合：旅行代金の10%(5万円を上限) ピーク時以外に旅行を開始する場合：無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、30日目にあたる日以降15日目にあたる日まで	旅行代金が50万円以上：10万円 " が30万円以上50万円未満：5万円 " が15万円以上30万円未満：3万円 " が10万円以上15万円未満：2万円 " が10万円未満：旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日・前日及び当日	旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

\*注1:「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

### ●当社の解除権 旅行開始前の解除

当社は、次に掲げる場合において、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻いたします

- (1) お客様の人数が各コースに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目(前日)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- (2) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能もしくは旅行の中止が極めて大きいとき。一例、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。

### ●当社の免責事項

お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

- (1)天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (2)運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
- (3)運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更
- (4)もしくは旅行の中止
- (5)日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止
- (5)自由行動中の事故(⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など)又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地的滞在時間の短縮

### ●特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行契約特別補償規程により、死亡補償金、入院見舞金、通院見舞金、携行品にかかる損害補償金を支払います。

### ●旅程保証

当社は、当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行契約(募集型企画旅行の部第29条別表第二左側)に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、定められた変更保証金をお客様に支払います。尚、当社が、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

### ●お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、お一人様につき10,000円の手数料を頂戴します。尚、既に航空券を発行している場合には、別途再発行に関わる費用を請求する場合があります。

### ●個人情報の取扱い

- (1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に關して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続きのため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、⑤当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑥旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、⑦アンケートのお願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のために利用させていただきます。
- (2)上記②、③の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、パスポート番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、大使館、出入国管理官に書類又は電子データにより、提供することがあります。なお、土産物店への個人情報提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口にご出発の10日前までにお申し出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までに申し出下さい)

- (3)当社及び当社グループ各社はお客様から書面によってご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。なお当社グループ会社の名称については、当社ホームページ<http://www.nta.co.jp>をご参照ください。
- (4)当社は、個人情報の取扱いを委託することがあります。
- (5)お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。問合せ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。
- (6)一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。個人情報保護管理者(お客様相談室) 問い合わせ先窓口: 本社お客様相談室

電話: 03-6895-7883 FAX: 03-6895-7833, e-mail: sodan.shitsu@nta.co.jp  
営業時間: 平日 09:45~17:45

- (7)パンフレット表示の旅行開始地までの国内航空券の取り扱いについては、パンフレット掲載の特別運賃を利用した国内航空券の手配に關する契約は当社が承諾したときに成立します。国内航空線の区間について当社が承諾した後は、当該のコースの海外旅行部分を含めて募集型企画旅行契約とし、特別補償、旅程管理、旅程保証の対象とします。尚、お客様が申し込まれた「パンフレット記載の特別料金で国内航空券について予約・確保ができず、お客様が該当コースを取り消す場合は、該当コースに関わる所定の取消料をお支払いいただきます。

### ●ご旅行条件の基準

この旅行条件は2015年8月25日を基準としています。